

地域医療連携推進法人の設立について

1. 地域医療連携推進法人制度の概要

地域医療連携推進法人制度は、平成 27 年の医療法の改正により、医療機関等が相互に機能分担及び業務連携を推進することで、地域において良質かつ適切で効率的な医療提供体制を確保し、地域医療構想を実現するための一つの選択肢となる新たな法人の認定制度として創設された。

2. 法人設立の趣旨・目的

泉州北部における将来の医療需要を見据えた持続可能な医療提供体制を構築するため、泉大津市立病院と社会医療法人生長会府中病院の円滑な病床機能の再編統合と連携強化を支援するとともに、再編統合後の良質かつ効率的な医療提供体制をサポートし、官民一体となって地域医療構想の確実な実現に寄与する。

3. 法人の概要

- 名称 一般社団法人泉州北部メディカルネットワーク
- 事務所 主たる事務所 泉大津市下条町 16 番 1 号
- 医療連携推進区域 大阪府泉大津市、和泉市
- 参加法人 泉大津市、社会医療法人生長会
- 役員 理事 4 名 監事 1 名
- 医療連携推進業務
 - ・医療従事者の相互派遣と適正配置
 - ・経営効率化への取組み
 - ・給食・配食サービスの一元化
 - ・災害や感染症発生時の医療提供体制の構築
 - ・医療従事者の確保・育成に向けた取組み
 - ・その他、地域医療連携推進業務に関する取組み

4. 経過及び今後の主なスケジュール

- 令和 2 年 11 月 一般社団法人の設立（認証・登記）
- 令和 2 年 12 月 一般社団法人理事会の開催
大阪府知事への地域医療連携推進法人の認定申請
泉州医療・病床懇話会への説明
- 令和 3 年 月 泉州保健医療協議会への協議
- 令和 3 年 5 月 大阪府医療審議会（法人部会）の意見徴取・承認
- 令和 3 年 6 月 地域医療連携推進法人の設立（登記）